

福井県報

第 323 号
令和 6 年
11月5日(火)
火曜日発行

目次

告示

- 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録喀痰吸引等事業者の登録（４４３・長寿福祉課）…………… 1
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定（４４４・同）…………… 1
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定（４４５・同）…………… 2
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止（４４６・同）…………… 2
- 日野川地区水道用水供給事業 No. 3 膜ろ過装置更新工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（４４７・公営企業課）…………… 2
- 種畜証明書を交付した旨の通報（４４８・中山間農業・畜産課）…………… 4
- 坂井市営土地改良事業に係る換地計画の決定および関係書類の縦覧（４４９・農村振興課）…………… 4
- 福井県知事管理漁獲可能量の設定（４５０・水産課）…………… 4
- 福井県知事許可漁業における制限措置および申請期間（４５１・同）…………… 5
- 越前地域森林計画の変更および若狭地域森林計画の変更の予定（４５２・森づくり課）…………… 8
- 道路の供用の開始（４５３、４５４・道路保全課）…………… 8
- 道路の位置の指定（４５５・嶺南振興局）…………… 9

公告

- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出（商業・市場開拓課）…………… 9

告示

福井県告示第 443 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 48 条の 3 第 1 項に規定する登録喀痰吸引等事業者を登録したので、同法第 48 条の 8 第 1 項の規定により、次のとおり公示する。

令和 6 年 11 月 5 日

福井県知事 杉本 達治

- 事業所の名称
訪問介護まごのて丹南
- 事業所の所在地
鯖江市小黑町 1 丁目 15 番 8 号
- 事業者の名称
株式会社若泉 L & L
- 登録年月日
令和 6 年 11 月 1 日
- サービスの種類
訪問介護
- 実施する行為
口腔内の喀痰吸引
鼻腔内の喀痰吸引
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
- 登録番号
182110346

福井県告示第 444 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 6 年 11 月 5 日

福井県知事 杉本 達治

事業所			事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地			
1860390176	みんと訪問看護ステーション	福井県越前市府中2丁目2-23 Sビル1F北	株式会社ボタニカルファーマシー	令和6年10月1日	訪問看護
1860790094	訪問看護ステーション スマイル・スマイル	福井県鯖江市平井町31-11-25	合同会社 優和	令和6年10月1日	訪問看護
1860390184	訪問看護ステーション サンライフ小野谷	福井県越前市蓬萊町6-24	株式会社サンライフ小野谷	令和6年10月1日	訪問看護

福井県告示第445号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和6年11月5日

福井県知事 杉本 達治

事業所			事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地			
1860390176	みんと訪問看護ステーション	福井県越前市府中2丁目2-23 Sビル1F北	株式会社ボタニカルファーマシー	令和6年10月1日	介護予防訪問看護
1860790094	訪問看護ステーション スマイル・スマイル	福井県鯖江市平井町31-11-25	合同会社 優和	令和6年10月1日	介護予防訪問看護
1860390184	訪問看護ステーション サンライフ小野谷	福井県越前市蓬萊町6-24	株式会社サンライフ小野谷	令和6年10月1日	介護予防訪問看護

福井県告示第446号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項に規定する指定居宅サービス事業の廃止届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年11月5日

福井県知事 杉本 達治

事業所			事業者の名称	廃止届出 受理年月日	廃止日	サービスの種類
番号	名称	所在地				
1870200035	敦賀ケアセンターかくだ	福井県敦賀市昭和町2丁目17番地5	株式会社 かくだ	令和6年8月30日	令和6年10月1日	訪問介護

福井県告示第447号

日野川地区水道用水供給事業 No. 3膜ろ過装置更新工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契

約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和6年11月5日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

日野川地区水道用水供給事業

No. 3 膜ろ過装置更新工事

(2) 工事場所

福井県越前市大塩町 地係

(3) 工事概要

膜ろ過設備更新工事

膜ろ過設備（セラミック膜）1 系統

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、2の建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。ただし、当該共同企業体のうち代表者以外の構成員については福井県内に主たる営業所（法第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。）を有する者であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について機械器具設置工事の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であって、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であって、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件を満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

令和6年11月5日（火）から同年11月22日（金）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部公営企業課経営グループ

(3) 申請書等の提出期間等
ア 提出期間
申請書等の交付期間と同じとする。
イ 提出場所
申請書等の交付場所と同じとする。
ウ 提出方法
郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。
なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。
エ 提出部数
正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定
特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。
なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間
特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあってはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあってはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他
特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先
福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室
電話番号 0776-20-0470

福井県告示第448号
家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から同法第4条第1項本文の種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により次のとおり公示する。
令和6年11月5日
福井県知事 杉本 達治

種畜証明書 番 号	家畜の 種類	品 種	名 号	生年月日	等級	飼養者の住所および 氏名または名称
22118010001	馬	その他	浅黄	平成27年5月31日	級外	福井県福井市 益田 正次

福井県告示第449号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき、坂井市営土地改良事業坂井地区（全工区）の換地計画を適当と決定したので、同法第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和6年11月5日
福井県知事 杉本 達治

1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
2 縦覧に供する期間
令和6年11月5日から
令和6年12月3日まで
3 縦覧に供する場所
坂井市産業政策部農業振興課

福井県告示第450号
漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、くろまぐろの令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。
令和6年11月5日
福井県知事 杉本 達治

第1 くろまぐろ（小型魚）
1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業	23.9
福井県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等	0.4

第2 くろまぐろ (大型魚)

1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業	20.6
福井県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業等	0.6

福井県告示第451号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、および同項の規定を実施するため、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業および福井県漁業調整規則（令和2年福井県規則第56号。以下「規則」という。）第4条第1項各号に掲げる漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置および申請すべき期間を次のように定めたので公示する。

令和6年11月5日

福井県知事 杉本 達治

- 1 許可または起業の認可をすべき船舶等の数および船舶の総トン数または漁業者の数その他の制限措置

表1 法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業

漁業種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業 (手繰第1種漁業)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
小型機船底びき網漁業 (手繰第2種漁業)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
小型機船底びき網漁業 (手繰第3種漁業)	なまこけた網漁業	(略)	2トン未満の範囲において許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	(略)	(略)	(略)
		1 (許可または起業の認可を受けている船舶の数: 33隻)			大飯郡赤埼突端と高浜町とおおい町の境界小堀に設置した標柱を結ぶ線と同郡赤礁埼突端と小浜市波懸鼻突端を結ぶ線との両線間における小浜湾の海域 ただし、小浜市津埼突端と蒼島南端および九手の鼻を結ぶ線以南の海域、大飯郡赤埼と犬見埼を結ぶ線以北の海域および操業中の地曳網漁具、養殖用施設の周囲50メートル以内の海域を除く。	1月1日から3月31日まで および 12月11日から12月31日まで	おおい町に住所を置く者
		1 (許可または起業の認可を受けている船舶の数: 21隻)			①大飯郡おおい町大島地先赤礁南端に設置した標柱基点第238号、基点第238号から真方位113度800メートルの点、大飯郡おおい町大島地先鋸崎突端に設置した標柱基点第239号から真方位42度800メートルの点、基点第239号を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域 ②大飯郡おおい町と同郡高浜町との境界にマゼ西の鼻に設置した標柱、同標柱より真方位353度950メートルの点、同点より真方位125度1,600メートルの点、同点より真方位215度に引いた線と陸岸との交点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域	2月1日から4月30日まで	おおい町に住所を置く者
		(略)			(略)	(略)	(略)
		1 (許可または起業の認可を受けている船舶の数: 5隻)			大飯郡高浜町和田と同町岩神との境界に設置した標柱、同標柱より0度1,000メートルの点、同町西三松と灘波江との境界に設置した標柱の各点を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域 ただし、操業中の地曳網漁具および養殖用施設の周囲50メートル以内の海域を除く。	2月1日から4月30日まで	高浜町高浜地域に住所を置く者

		2（許可または起業の認可を受けている船舶の数：7隻）			大飯郡高浜町小黒飯地先水尻に設置した標柱、同標柱より80度800メートルの点、同町小黒飯と音海との境界小丹生の鼻に設置した標柱より93度600メートルの点、同標柱の各点を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域 ただし、操業中の地曳網漁具および養殖用施設の周囲50メートル以内の海域を除く。		高浜町高浜地域および小黒飯地域に住所を置く者
		2（許可または起業の認可を受けている船舶の数：8隻）			大飯郡高浜町小黒飯と音海の境界小丹生の鼻に設置した標柱、同標柱より93度600メートルの点、同町音海地先今戸鼻に設置した標柱より76度800メートルの点、同標柱の各点を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域 ただし、操業中の地曳網漁具および養殖用施設の周囲50メートル以内の海域を除く。		高浜町高浜地域および音海地域に住所を置く者
		1（許可または起業の認可を受けている船舶の数：2隻）			大飯郡高浜町小黒飯と音海との境界に設置した標柱、同標柱より真方位93度600メートルの点、高浜町小黒飯地先宮の下に設置した標柱より真方位85度800メートルの点、同標柱の各点を順次に結んだ線と陸岸とによって囲まれた海域 敷設中の小型定置漁具の周囲200メートルおよび養殖用施設の周囲50メートル以内の海域を除く。	3月1日から4月15日まで	高浜町小黒飯地域に住所を置く者
		1（許可または起業の認可を受けている船舶の数：8隻）			大飯郡甲埼（甲岩）と同郡押廻埼西端を結ぶ線と同線の中央点、帯ヶ埼突端と広瀬鼻突端を結ぶ線の中央点および高浜町音海と神野浦との境界点の各点を結ぶ線とによって囲まれた音海地先の内浦湾の海域 ただし、操業中の地曳網漁具および養殖用施設の周囲50メートル以内の海域を除く。		高浜町音海地域に住所を置く者
		（略）			（略）		（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

表2 規則第4条第1項第5号に掲げる固定式刺し網漁業

漁業種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	（略）	（略）	許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	（略）	（略）	（略）
	三枚網漁業	（略）	（略）	（略）	（略）	1月1日から12月31日まで	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	南条郡と敦賀市との陸岸における境界点から真方位305度の線と、大飯郡高浜町甲埼突端から真方位0度の線との両線間であって、		（略）

		1（許可または起業の認可を受けている船舶の数：60隻）	次の各点を順次に結んだ線と陸岸との間の海域 (1) 京都府舞鶴市沖の島北端 (2) (1)の点と三方上中郡若狭町常神埼突端とを結ぶ線と、大飯郡鋸埼突端と坂井郡安島埼突端から西3海里の点とを結ぶ線との交点 (3) (2)の後段の線と、大飯郡今戸の鼻突端と丹生郡干飯埼突端とを結ぶ線との交点 (4) (3)の後段の線と、三方上中郡若狭町常神埼突端と丹生郡越前岬突端から西1.5海里の点とを結ぶ線との交点 (5) 丹生郡越前岬突端から西1.5海里の点 （5月1日から7月15日までの期間においては、北緯35度43.2分、東経135度53.2分の点を中心とした半径1,000メートル以内の大グリの海域を除く。） ただし、区画、共同漁業権の漁場内、定置漁業権の保護区域内および次に掲げる区域を除く。 (1) 北緯35度48.2分、東経135度59.5分の点を中心とした半径500メートル以内のトーグリの海域	小浜市および大飯郡に住所を置く者
2 許可または起業の認可を申請すべき期間 (1) 小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）のなまこけた網漁業のうち、小浜市加斗地域およびおおい町、高浜町高浜地域、高浜町小黒飯地域、高浜町音海地域に住所を置く者 令和6年11月5日から令和6年11月29日まで (2) 固定式刺し網漁業の三枚網漁業のうち、小浜市および大飯郡に住所を置く者 令和6年11月5日から令和6年12月6日まで 福井県告示第452号 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により越前地域森林計画および若狭地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により告示する。 。なお、当該地域森林計画変更計画書の案は、この告示の日から24日間、福井県庁ウェブサイト上への掲載により、公衆の縦覧に供する。 また、当該地域森林計画変更計画書の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福井県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。 令和6年11月5日 福井県知事 杉本 達治 福井県告示第453号				

主要地方道清水美山線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和6年11月5日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年11月5日
福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	福井今立線	福井市田中町10字二田長5番3から 福井市田中町8字藁垣内3番5まで	令和6年 11月5日

福井県告示第454号

主要地方道清水美山線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和6年11月5日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年11月5日
福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	清水美山線	福井市田中町10字二田長16番5から 福井市田中町7字金串2番7まで	令和6年 11月5日

福井県告示第455号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により次のとおり公告する。

令和6年11月5日
福井県嶺南振興局長 児玉 康英

- 1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名
福井県越前市高瀬1丁目32番20号
株式会社住みかえ情報館
代表取締役 林 洋三

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
小浜市生守4号中田ヶ根原38番4	6.00	42.5

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和6年11月5日
福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
ゲンキー春江店、ハーツはるえ店
福井県坂井市春江町随応寺23字19-1 ほか32筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
- ・ゲンキー株式会社
代表取締役 藤永 賢一
福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番
 - ・福井県民生活協同組合
理事長 松宮 幹雄
福井県福井市開発5丁目1603番地
- 3 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前)
- | | |
|------|-----------|
| ゲンキー | 2,897.57㎡ |
| ハーツ | 1,612.09㎡ |
| 合 計 | 4,509.66㎡ |

(変更後) ゲンキー 999㎡ 未定 956㎡ ハーツ 1,612.09㎡ 合 計 3,567.09㎡ (2) 駐輪場の位置および収容台数 (変更前) 駐輪場① 20台 駐輪場② 20台 駐輪場③ 40台 駐輪場④ 40台 合 計 120台 (変更後) 駐輪場① 20台 駐輪場② 10台 駐輪場③ 50台 駐輪場④ 40台 合 計 120台 (3) 荷さばき施設の位置および面積 (変更前) 荷さばき施設 1 74.75㎡ 荷さばき施設 2 60.75㎡ 合 計 135.50㎡ (変更後) 荷さばき施設 1 40.00㎡ 荷さばき施設 2 40.00㎡ 荷さばき施設 3 60.75㎡ 合 計 140.75㎡ (4) 廃棄物等の保管施設の位置および容量 (変更前) 廃棄物保管施設 1-1 33.00㎡ 廃棄物保管施設 1-2 0.80㎡ 廃棄物保管施設 1-3 0.94㎡ 廃棄物保管施設 2 36.33㎡ 合 計 71.07㎡ (変更後) 廃棄物保管施設 1 15.18㎡	廃棄物保管施設 2 19.88㎡ 廃棄物保管施設 3 36.33㎡ 合 計 71.39㎡ (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 (変更前) ・ゲンキー春江店 9:00~22:00 ・ハーツはるえ店 9:00~24:00 (変更後) ・ゲンキー春江店 9:00~22:00 ・未定 9:00~22:00 ・ハーツはるえ店 9:00~24:00 (6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (変更前) 荷さばき施設 1 6:00~15:00 荷さばき施設 2 6:00~16:00 (変更後) 荷さばき施設 1 6:00~15:00 荷さばき施設 2 6:00~15:00 荷さばき施設 3 6:00~16:00 4 変更する年月日 令和7年1月23日 5 変更する理由 ゲンキー春江店の建替えに伴い、店舗区画を縮小したスペースに新設店舗（未定）を配置し、各店舗の駐輪場、荷さばき施設、廃棄物保管施設、営業時間を変更するため。 6 届出の縦覧場所 (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課
---	--

- (2) 福井県坂井市坂井町下新庄 1 - 1
坂井市商工労政課

7 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間
公告の日から 4 月間
- (2) 縦覧できる時間帯
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出先

福井県福井市大手 3 丁目 1 7 番 1 号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

